

## 第3回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年9月29日 開会

平成29年9月29日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年9月29日 第3回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時12分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人  
農地係長 高橋 博 勝  
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第1号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期

は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番福田委員、6番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年9月29日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案書3ページに、第1号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、経営規模の拡大に伴う粗飼料の確保のため、変更申請予定地を購入し耕作することとなったが、作業機械の輸送時間を短縮し作業効率の向上を図るため、作業機械を常駐する必要性から格納庫を新設するものであります。用地選定理由としましては、作業機械を常駐する格納庫を新設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、156.9ヘクタールから1,960平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を

利用計画の指定された用途に供する場合です。議案書 6 ページ以降に、位置図、計画変更部分図、求積図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願います。以上です。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第 5、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書の 1 2 ページをご覧ください。議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成 2 9 年 9 月 2 9 日提出。浦幌町農業委員会会長。番号 3 番、申請人は、静内に住所を有する方、申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、格納庫の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第 4 条第 6 項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとあり、不許可の例外でございます。1 3 ページから資料として、位置図、求積図、配置図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願います。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他

の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして第3回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時12分閉会